

事 務 連 絡
令和5年7月10日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

茨城県福祉部障害福祉課

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について日頃から本県の児童福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁支援局障害児支援課より標記の件について事務連絡がありましたので、共有いたします。

令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所等において策定することとされているところであり、既に各事業所様におかれましてもご対応いただいていることかと存じます。

事業所等における安全の確保に関する取組については、既にこども家庭庁より児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等において示しているところです。今般安全計画を各事業所等に策定いただくにあたり、既存の取組を踏まえた留意事項等を整理していますので、下記 HP をご確認ください、安全計画の策定時にご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、安全装置に係る義務付けの対象となる自動車を所有している事業所様につきましては、令和5年6月末までの導入に努めていただいているところでございますが、熱中症等のリスクが増す夏を迎えておりますので、早期の導入（8月頃までを目途）につきまして再度お願いいたします。

【HP掲載先】

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/shofuku/e/01_jigyoushomuke/11_jido_tsusho.html

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > いばらきの障害福祉政策 > 障害福祉サービス・医療費助成について > 障害福祉サービス事業所等へのお知らせについて

茨城県福祉部障害福祉課自立支援 G 担当：二宮、石井 TEL：029-301-3363 FAX：029-301-3370
